

## EQ プラクティショナー認定資格に関する規約

本規約は、シックスセカンズジャパン株式会社（以下「6SJ社」という。）がEQプラクティショナー認定資格保有者（第1条で定義される。以下同じ。）に対し、Six Seconds, a501(c)3 corporation incorporated in California（以下「米国シックスセカンズ社」という。）のEQプラクティショナー認定資格（「米国シックスセカンズ認定EQプラクティショナー」をいう。以下同じ。）を付与することに関し、6SJ社とEQプラクティショナー認定資格保有者との間の権利義務を定めることを目的としている。

EQプラクティショナー認定資格保有者は、6SJ社からEQプラクティショナー認定資格を付与されるためには、本規約に同意する必要がある。

### 第1条 （定義）

- 1 「シックスセカンズ教材」とは、6SJ社が実施する認定資格コースおよび6SJ社認定資格保有者向けに実施される継続学習ワークショップにて提示するプログラムおよび手法並びに6SJ社が権利を許諾できるまたは管理しているあらゆる資料、カリキュラム、学習モデル、著作権、商標権、サービスマーク、商号、所有権および情報を意味する。
- 2 「EQプラクティショナー国際認定資格コース」とは、EQプラクティショナー認定資格を取得するために必要な研修をいう。
- 3 「EQプラクティショナー認定資格保有者」とは、本規約に基づき、6SJ社からEQプラクティショナー認定資格を付与される者をいう。

### 第2条 （非独占的ライセンス）

- 1 6SJ社はEQプラクティショナー認定資格保有者に対し、シックスセカンズ教材の使用に関し、本規約の規定に従って使用する限り、非独占的ライセンス（以下「本ライセンス」という。）を許諾する。
- 2 EQプラクティショナー認定資格保有者は、自らがEQプラクティショナー認定資格を保有していることを示すときには「米国シックスセカンズ認定EQプラクティショナー」と表示するものとする。
- 3 EQプラクティショナー認定資格保有者は、6SJ社がシックスセカンズ教材に関するすべての所有権その他の利用権を保有していることを認めるものとする。
- 4 EQプラクティショナー認定資格保有者が第三者向けに実施するプログラムにおいて、シックスセカンズ教材が使用される場合には、当該プログラムにシックスセカンズ教材が使用されていることを明示しなければならない。
- 5 6SJ社はEQプラクティショナー認定資格保有者に対し、理由の如何を問わず、60日前に書面による通知により、本規約に基づくEQプラクティショナー認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づくEQプラクティショナー認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止することができる。

### 第3条 （使用に関する条件）

EQプラクティショナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用に関して、以下の条件に同意する。

- ① シックスセカンズ教材において猥褻または非常識なものを使用することは禁止し、個人、グループ、企業等に対して、差別的、不敬な態度をとってはならない。
- ② 米国シックスセカンズ社および6SJ社の著作権、商標権その他の知的財産権を保護しなければならない。かかる義務の中には、転載、翻訳、複写その他複製を行わないことを含む。
- ③ 6SJ社の許可なくシックスセカンズ教材を改ざんしたり、複製したり、翻訳してはならない。

#### 第4条 (期間と制限事項)

- 1 EQプラクティショナー認定資格の有効期間は、EQプラクティショナー認定資格の付与日から2年間とし、第5条(EQプラクティショナー認定資格の更新に関する必要事項)に基づき更新されるものとする。
- 2 本規約にかかる契約上の地位は、第三者に対して譲渡できないものとする。
- 3 本規約は、米国著作権法および国際的な著作権法下におけるあらゆる権利をEQプラクティショナー認定資格保有者に対して譲渡するものではない。
- 4 本規約に基づく本ライセンスの許諾が終了した場合、EQプラクティショナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用を直ちにやめ、残存するシックスセカンズ教材を6SJ社に返還するものとする。なお、当該返還に要する費用はEQプラクティショナー認定資格保有者が負担するものとする。

#### 第5条 (EQプラクティショナー認定資格の付与に関する必要事項)

EQプラクティショナー認定資格の付与は、EQプラクティショナー認定資格保有者が以下の事項を完了したことを前提として、6SJ社の裁量により行われる。

- ① 6SJ社の指定するEQプラクティショナー国際認定資格コースを修了すること
- ② 前号の研修終了後90日以内に、6SJ社が別途指定するプログラムを修了し、6SJ社に対してレポートを提出すること

#### 第6条 (EQプラクティショナー認定資格の更新に関する必要事項)

EQプラクティショナー認定資格の更新は、EQプラクティショナー認定資格保有者が以下の事項を完了したことを前提として、6SJ社の裁量により行われる。具体的な更新手続は、別途6SJ社の定めるところによる。

- ① EQプラクティショナー認定資格付与日(またはEQプラクティショナー認定資格の更新がされた場合は、更新日とする。)から2年間の間に、30時間の学習を行うこと(なお、EQプラクティショナー認定資格の更新に必要な学習時間には、以下の各項目に要した時間を参入することができる。)
  - ア 6SJ社主催の継続学習会、EQカンファレンスへの参加受講
  - イ フォローアップのためのEQプラクティショナー国際認定資格コースの再受講(参加費用は7,000円/日とする(消費税別途))
  - ウ 10本の実践レポート提出(10時間分として充当される)
  - エ 自宅学習(最大15時間まで充当される)
  - オ 認定者主催の勉強会(最大5時間まで充当される)
  - カ 6SJ社との共同プロジェクト(なお、6SJ社の指定するものに限る)

## 第7条 (補償)

EQ プラクティショナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材に関し、「現状のまま」提供されることに同意する。また、EQ プラクティショナー認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用が起因する全ての法的措置について、米国シックスセカンズ社およびその関連会社（6SJ 社を含む。）、役員、職員、ボランティア、研究者等に対する補償を行い、または彼らに当該法的措置が及ばないようにすることに同意する。

## 第8条 (EQ プラクティショナー認定資格の停止等)

- 1 6SJ は、EQ プラクティショナー認定資格保有者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なしに直ちに、本規約に基づく EQ プラクティショナー認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく EQ プラクティショナー認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
  - ① 支払の停止があったとき、もしくは仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があったとき
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ④ その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
- 2 6SJ は、EQ プラクティショナー認定資格保有者が第 3 条（使用に関する条件）各号の義務違反を犯した場合について、当該義務違反の是正の催告を行った後 30 日を経ても是正されないときは、本規約に基づく EQ プラクティショナー認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく EQ プラクティショナー認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
- 3 前 2 項の規定は、第 2 条第 4 項に規定する EQ プラクティショナー認定資格の停止等の措置を妨げない。

## 第9条 (本規約の変更、終了)

- 1 6SJ 社は、同社の都合により、本規約の内容を変更し、または本規約に基づく権利付与その他一切のサービスを終了することができる。この場合には、6SJ 社のホームページ上に掲載するものとする。
- 2 6SJ 社は、本条第 1 項に基づいて行った措置により EQ プラクティショナーに生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

## 第10条 (免責)

本規約または SEI 認定資格に関連して、EQ プラクティショナーと第三者との間において生じた取引、紛争等については、6SJ 社は一切責任を負わないものとする。

## 第11条 (準拠法・合意管轄)

- 1 本規約は、その成立、有効性、解釈および履行について、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本規約に関して生じた 6SJ と EQ プラクティショナー間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附 則

第1条 (施行)

本規約は、平成 30年 3 月 1 日に施行する。

(以下、本頁余白)